

事務所を通じた授業欠席手続きの当面の対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、以下【前提】についての事務所を通じた手続き方法を変更します。

【前提】

教育学部・教育学研究科では、学部要項・研究科要項およびウェブサイトでご案内のとおり、授業の欠席に関して諸手続きは行っていません。

授業を欠席する旨を担当教員に伝えたい場合には、学生公開用連絡先を参照しご自身で連絡してください。

ただし、以下の理由での授業欠席のみ、事務所で手続きを行うことで、その間の取り扱いについて不利にならないよう担当教員に配慮を願い出ることができます。

ただし、欠席の取り扱いの最終的な判断は、科目担当の先生の判断によります。

詳細は、教育学部ウェブサイト(<https://www.waseda.jp/fedu/edu/students/class/>) および教育学研究科要項にてご確認願います。

1. 忌引き（対象：2親等以内）
2. 裁判員に指名され、裁判所に出頭する場合
3. 学校で予防すべき感染症（インフルエンザ等）に罹った場合
4. 「介護等体験」「教育実習」参加により授業を欠席する場合
5. 気象警報発表等により通学が困難となった場合

【手続き方法】

従来は、事務所窓口で必要書類を持参のうえ手続きを行っていただきましたが、以下のとおり変更します。

①根拠書類と「同意書」の写真、もしくはスキャンデータを添付し、edu-gakumu@list.waseda.jp までメールを送付する。

◆ご連絡の際は学籍番号・氏名を明記してください。

◆主な欠席理由の根拠書類は以下の通りです。これに当てはまらない場合はご相談ください。

＜忌引き＞会葬礼状等

＜学校で予防すべき感染症への罹患＞治癒証明書もしくは診断書

＜裁判員制度＞選任手続き期日のお知らせ（呼出状）

◆学外発行の証明書を事務所へ提出する場合、これを発行元に照会する場合があることに同意する旨の「同意書」の提出が必要です。

「同意書」は教育学部ウェブサイト (<https://www.waseda.jp/fedu/edu/students/class/>) よりダウンロードが可能です。

②事務所での確認が完了次第、「受付」の旨をご返信します。事務所からのメールを確認次第、ご自身で各授業担当教員へ授業を欠席した旨ご連絡を行ってください。

◆担当教員の連絡先は以下より確認してください。

<学部>教育学部ウェブサイト：<https://www.waseda.jp/fedu/edu/students/registration/>

<大学院>教育学研究科ウェブサイト：<https://www.waseda.jp/fedu/gedu/students/registration/>

※MyWaseda へのログインが必要です。

◆事務所から担当教員へは連絡を行いません。

◆担当教員より、「事務所にて手続きを行ってください」「証明を提出してください」とのご連絡があった場合には、受付済みの旨を説明し、事務所からのメールを教員へ転送してください。

【新型コロナウイルスに感染した場合・保健所から濃厚接触者と特定された場合】

以下の保健センターウェブサイトを参照の上、必要事項を事務所まで報告してください。

(<https://www.waseda.jp/inst/hsc/assets/uploads/2020/03/611644c5b00b5f35aea267eded805848.pdf>)

上記手続きについてお問い合わせがある場合には、edu-gakumu@list.waseda.jp までご連絡ください。

以 上